

経営体育成支援事業

【6, 346 (7, 168) 百万円】

対策のポイント

意欲ある経営体、新規就農者、集落営農組織の農業用機械の整備等を国が直接支援します。

<背景/課題>

農業の持続的発展を確保しつつ、国民への食料の安定供給を図っていくためには、意欲ある経営体、新規就農者、集落営農組織の多様な経営体を育成・確保していく必要があります。

政策目標

意欲ある多様な経営体の育成・確保

<主な内容>

意欲ある経営体、新規就農者、集落営農組織など多様な経営体が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用機械の整備等の経費を国が直接支援します。

1. 融資主体型補助

意欲ある経営体が融資を主体として農業用機械等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援します。

また、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援します。

（補助率：融資残額（事業費の3/10上限）、定額）
事業実施主体：地域協議会等

2. 経営体育成型補助

新規就農者の経営の早期安定を図るための農業用機械等導入の初期投資の軽減（新規就農補助）、集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械の導入（集落営農補助）及び経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入（条件不利地域型）を支援します。

（補助率：1/2以内（新規就農補助：400万円上限、
条件不利地域型：4,000万円上限）
事業実施主体：地域協議会等

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2148（直））]